

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																									
札幌医学技術福祉歯科専門学校		昭和57年3月19日		田邊 裕二		〒064-0805 (住所) 札幌市中央区南5条西11丁目1289-5 (電話) 011-513-2111																									
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																									
学校法人西野学園		昭和43年1月10日		前鼻 英蔵		〒063-0034 (住所) 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514																									
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																						
医療	専門課程		歯科衛生士科		平成6年		—		平成27年																						
学科の目的		学校教育法並びに歯科衛生士法に基づき、授業や演習、医療機関での実習を行い、歯科衛生士として必要な実践能力及び専門的知識・技能を習得させるとともに、その徳性を養わせることを目的とする。																													
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能な資格: 歯科衛生士国家試験受験資格、普通応急手当講習Ⅱ 中退率: 3%(令和6年度) ※7%(令和5年度) 経済的支援制度: 西野学園学費支援制度、高等教育の修学支援制度対象、専門実践教育訓練給付対象、遠距離通学サポート制度																													
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技																						
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			2,820 単位時間	1,020 単位時間	90 単位時間	930 単位時間	0 単位時間	0 単位時間																					
					単位	単位	単位	単位	単位	単位																					
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率																								
140 人	74 人		0 人		0 %		3 %																								
就職等の状況	■卒業者数(C) : 19 人																														
	■就職希望者数(D) : 17 人																														
	■就職者数(E) : 15 人																														
	■地元就職者数(F) : 13 人																														
	■就職率(E/D) : 88 %																														
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 87 %																														
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 79 %																														
	■進学者数 : 0 人																														
	■その他																														
	特になし																														
(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)																															
■主な就職先、業界等(令和6年度卒業生)																															
歯科医院																															
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																														
当該学科のホームページURL	https://nishino-g.ac.jp/iga/shikaeiseishi/																														
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)																														
	<table><tr><td colspan="2">総授業時数</td><td>2,820 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>990 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち必修授業時数</td><td>2,820 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>990 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr></table>											総授業時数		2,820 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		990 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間	うち必修授業時数		2,820 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		990 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	
総授業時数		2,820 単位時間																													
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		990 単位時間																													
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間																													
うち必修授業時数		2,820 単位時間																													
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		990 単位時間																													
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間																													
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間																													
	(B: 単位数による算定)																														
	<table><tr><td colspan="2">総単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち必修単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td colspan="2">(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr></table>											総単位数		単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位	うち企業等と連携した演習の単位数		単位	うち必修単位数		単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	
総単位数		単位																													
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位																													
うち企業等と連携した演習の単位数		単位																													
うち必修単位数		単位																													
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位																													
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位																													
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位																													
教員の属性(専任教員について記入)	<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>6 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>計</td><td>6 人</td></tr></table>											① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	6 人								
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人																													
	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人																													
	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																													
	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																													
	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																													
	計	6 人																													
<table><tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>6 人</td></tr></table>											上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人																			
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人																														

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
関係法令を遵守し編成しなければならないことは勿論、学生の実態・就職施設(病院等)の要望を把握し教育課程編成委員会において慎重に議論を行う。

特に就職施設企業(病院等)の要望については、西野学園本部学生サポートセンター就職支援担当が実施している数カ月 にわたる病院等へのヒアリングの結果を報告会等で情報収集し意見交換を行う。その結果を学科会議、カリキュラム編成委員会等で報告し教育課程編成に反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- ① 学科のカリキュラム編成委員会にて教育課程の原案を作成する。
- ② 教育課程編成委員会へ変更案を提出し、助言及び評価意見と共に学科のカリキュラム編成委員会へ戻す。
- ③ 学科のカリキュラム編成委員会にて作成された修正案を教育課程編成委員会にて再審議し、承認が得られたならば副校長へ進達、不備があれば再度学科のカリキュラム編成委員会へ差し戻す作業を複数回繰り返す。
- ④ 副校長が養成所指定規則との整合性や学校関係者評価委員会および企業等ヒアリング等で寄せられた意見等の反映具合等をチェックし、校長へ上申する。
- ⑤ 校長は案の作成過程等を副校長および学科長へヒアリングの後決裁し、教育課程案が決定される。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年10月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
梁川 佳奈	一般社団北海道歯科衛生士会札幌支部 副支部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
西野 由郷	山麓通り歯科診療所 院長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
高國 憲二	札幌医学技術福祉歯科専門学校 副校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日	—
時永 広之	札幌医学技術福祉歯科専門学校 副校長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
川平 景子	札幌医学技術福祉歯科専門学校 歯科衛生士科 学科長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
桑田 知佳	札幌医学技術福祉歯科専門学校 歯科衛生士科 副主任	令和6年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(11月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年11月予定

第2回 令和8年2月予定

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

- ① 令和4年に国家試験の出題基準が変更になり、より専門性の高い内容を求められるようになってきていることから、次の新カリキュラム作成にあたり問題抽出と今のニーズを吟味し反映させていきたい。
- ② 臨床実習に向けて、専門的な知識技術の習得のためにOSCE実施も必要であるが、実習中のモチベーション維持と実習に取り組む意欲を上げるためにもソーシャルスキルをあげるカリキュラムの作成を実習担当者の皆様にも多方面からご意見をいただきながら、今後の指導に活かしていく必要がある。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①学内の授業では歯科関係企業から講師を招いて最新の知見と歯科衛生士業務を行うための実習、演習を展開すること。

②学外で行う臨床実習では、事前に申請、承認を得た臨床実習先(一般歯科、小児歯科、矯正歯科の各開業医並びに口腔外科、高齢者歯科を専門とする総合病院内の歯科)と実習指導教員に実習を依頼し、学科の経営目標に基づく人材育成を目指して実習目的、実習目標を相互に理解し実習を行うこと。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

①各学年の授業で、臨床における新しい分野の知見と機器の理解を深めるために企業等と連携し協力を得て授業を行っている。具体的には歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導に関連して、口腔領域の臨床検査に関すること、歯周治療の一環として行うSRPに関する授業、器具のシャープニング、歯科保健指導用機材の特長と使用に関すること、インプラント手術時の医療安全管理、レーザー治療に関すること、ホワイトニング、歯科技工物の作製過程等がある。

②臨床実習は、年2回実習指導者会議を開催して実習目的および実習内容、評価方法などを説明し歯科医師・歯科衛生士から意見を頂いている。実習開始前には担当教員が実習先を訪問し配置学生に対する指導上の留意点や配慮していただきたい事柄等を伝達し実習全体の打ち合わせを行う。各実習期間中には専任教員が1回以上実習先を訪問し、実習指導者から学生の到達度や実習状況について聴き、意見を頂いている。学生個々が実習目標を達成するためにはどのように指導し、行動変容を促していくか学科教員と実習指導者で緊密に連携しながら指導している。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
歯科予防処置Ⅱ・Ⅲ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	齲蝕、歯周疾患の予防と継続的な口腔健康管理を行うための知識と技能を習得する	白水貿易株式会社
歯科保健指導Ⅰ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	疾患を抱えている人に対して病気が治癒するように、また健康な人に対しては、健康状態を保ち快適な生活を営むために必要な歯科保健指導および歯科衛生教育の基本的知識・技術を習得し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養う	株式会社モリタ
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	口腔保健を担う専門職として、学内で習得した知識・技能・態度を、臨床の場において実践できる能力を養う	デンタルクリニック大通り、山麓通り歯科診療所、ハロー小児歯科・歯科口腔外科、旭山小児歯科、おかもと矯正歯科クリニック 総数22施設
臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	口腔保健を担う専門職として、学内で習得した知識・技能・態度を、臨床の場において実践できる能力を養う	札幌西円山病院、山麓通り歯科診療所、ハロー小児歯科・歯科口腔外科、ライオン小児矯正歯科クリニック

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に則り、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等を教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて受講させることを基本方針とする。

また、校長は計画的に受講させるために年間研修計画を策定し、①専攻分野における実務に関する研修等、あるいは②指導力の修得・向上のための研修等を受講させる。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	2025年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ	連携企業等:
期間:	2025年7月28日(月)～8月1日(金)	対象: 歯科衛生士専任教員
内容	実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上をはかるための講習	
研修名:	2025年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ	連携企業等:
期間:	2025年8月18日(月)～8月22日(金)	対象: 歯科衛生士専任教員
内容	実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上をはかるための講習	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和7年度S1S2教職員研修	連携企業等:
期間:	令和7年8月28日	対象: 職位S1S2の教職員
内容	テーマ「学ぶ姿勢の確立と自己啓発力の強化」 講義及びワーク	
研修名:	令和7年度夏季研修	連携企業等:
期間:	令和7年8月28日	対象: 教職員
内容	講義:「相手を知り自分を開示するコミュニケーション」、各委員会活動及び学園方針の講演聴講	
研修名:	公開授業・オープン授業・研究授業	連携企業等:
期間:	令和7年4月～令和8年2月(全教員対象)	対象: 教員
内容	【経験5年未満の教員】年に1度授業指導案を作成して公開授業を行う。公開授業後は授業検討会で他教員や教学マネジメント室とのディスカッションを通じて授業スキルアップを図る。 【経験5年以上の教員】年に2度のオープン授業を行い、参観した教員から「授業参観シート」でフィードバックをもらい授業改善の参考とする。また、数年に1度、テーマを決めた研究授業を行う。 全教員はこれらの授業参観を年3回以上行い、「授業参観シート」に参考になった点等をまとめ、それを学内共有する	

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	2025年度予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会	連携企業等:
期間:	2025年10月25日、26日	対象: 専任教員
内容	実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質向上をはかるための講習	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和7年度冬季教職員研修会	連携企業等:
期間:	令和8年1月15日	対象: 教職員
内容	詳細未定	
研修名:	令和7年度春季教職員研修会	連携企業等:
期間:	令和8年3月26日	対象: 教職員
内容	詳細未定	
研修名:		連携企業等:
期間:		対象:
内容		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき実施した自己点検評価結果について、学校関係者による評価を受けることにより自己点検結果の客観性・透明性を高める。

また、教育活動に関する意見交換を通し、学校と密接に関係する外部の方（関連業界等関係者、関係専門職団体、地域住民、卒業生等）の理解促進や、連携協力による学校運営の改善を図ることを基本方針とし、実践的な職業教育の実施を目指す。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目標・育成人材は適切に定められているか 2 社会のニーズ等を踏まえた学校の構想を抱えているか 3 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか
(2) 学校運営	4 目標等に沿った運営方針が策定されているか 5 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか 6 情報システム等による業務の効率化が図られているか 7 学校内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか 8 教育活動に関する情報公開が適切になされているか
(3) 教育活動	9 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 10 学校行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか 11 授業規律を確保し、状況に応じて指導体制の立て直しが図られているか 12 関連分野の企業、施設、病院、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直しが行われているか 13 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか 14 授業評価の体制が確立され、評価が適切に実施されているか 15 職員の能力開発のための研修が行われているか 16 クラス担任と科目担当の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか
(4) 学修成果	17 就職率の向上は図られているか 18 退学率の低減は図られているか 19 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	20 学生相談に関する体制は整備されているか 21 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 22 保護者と適切に連携しているか 23 卒業生への支援体制はあるか 24 LHRなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか 25 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 26 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が実践されているか
(6) 教育環境	27 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか 28 図書室利用の活性化が図られているか 29 防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	30 学生の募集は適正に行われているか 31 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
(8) 財務	32 中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか 33 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
(9) 法令等の遵守	34 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 35 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
(10) 社会貢献・地域貢献	36 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 37 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11) 国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員会では学校関係者より他部署との協働体制、入学生確保、学生へのサポート等を中心にさまざまな角度の意見を頂戴しており、その内容に応じて学校・学科経営計画策定や、カリキュラム・授業内容の検討等の教育活動を見直す際の判断材料として意見を反映するよう取り組んでおり、さらなる実践的な職業教育の実施を目指している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
三浦 邦彦	日本赤十字社北海道ブロック血液センター	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	企業等委員 卒業生
濱本 龍哉	医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	企業等委員
藪 貴代美	北海道言語聴覚士会 副会長	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	関係専門職団体
泉水 康之	社会福祉法人札幌シニア福祉機構	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	企業等委員
小林 正弘	札幌市中央区西連合第八町内会 会長	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp/about/ihokokai/>

公表時期: 令和7年11月30日(予定)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、企業等の関係者の理解を深めるとともに、さらなる連携・協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することを基本方針とする。これにより、相互の情報交換が促され、学外実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながることを期待される。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	●収容定員、在学学生数 ●カリキュラム(科目編成、授業時間数) ●進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業修了の認定基準等) ●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ●卒業後の進路(主な就職先、就職率等)
(3) 教職員	●教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	●キャリア教育への取り組み状況 ●実習等の取り組み状況 ●就職支援等への取り組み状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	●学校行事への取り組み状況 ●課外活動(サークル活動等)
(6) 学生の生活支援	●学生支援への取り組み状況
(7) 学生納付金・修学支援	●学生納付金の取り扱い ●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8) 学校の財務	●事業報告書(Ⅲ財務の概要)
(9) 学校評価	●自己評価、学校関係者評価の結果 ●評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	●学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp/about/ihokokai/>

公表時期: 令和7年11月30日(予定)

授業科目等の概要

(医療分野 専門課程 歯科衛生士科)																
分類				授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人体の構造と機能の基礎概論	「生命・ヒトの生物学」の基礎生物学的な授業を行う。授業を通じて、理論と実践の両面から歯科衛生士の専門性について考察する。生命、誕生、変遷等、生命に関わる内容を学ぶ。	1前	30	2	○			○		○		
2	○			化学	歯科衛生士として必要不可欠な「物質の状態」「物質の性質」「水溶液」「化学反応」について、基本的な事項を中心として学ぶ。	1前	15	1	○			○				○
3	○			情報処理	パソコンで広く利用されている日本語ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能や応用力を身につける。	1通	30	2		○		○				○
4	○			心理学	歯科診療を受ける患者の行動を理解するために心理的な観点からのものの見方を学ぶ。ひいては患者と良好なコミュニケーションをはかり信頼関係のもとに円滑な歯科診療を行うことができるための基本的な考え方を理解する。	1後	30	2	○			○				○
5	○			倫理学	歯科衛生士として求められる今日の医療倫理について学ぶとともに、医療現場で必要となるコミュニケーションスキルなど、医療倫理を基盤にした実践的な方法を身につける。	1後	15	1	○			○				○
6	○			臨床歯科英語	英語を通して、治療や助言を求める患者に対して、患者の疾患状態や、疾患原因とその治療方法、歯科保健指導内容を判りやすく説明できるようになる。	1後	15	1	○			○				○
7	○			保健体育	運動・スポーツを通して自己の健康保持・増進・体力の向上を目指し、各種目の練習、ゲームを通して他者とのコミュニケーションをはかり、集団で運動することの意義と楽しさを体験する。また、女性の身体的特性について学び、生涯にわたる健康づくりの意義を学ぶ。	1通	30	1			○	○				○
8	○			解剖学・組織発生学	「解剖学」は、人体各部の形、構造を知り、働きを理解することを目的とする。この目的を達成するために基本的な解剖学のルールをマスターし、人体の構造について名称のみならず、3次元的な立体像をイメージできるようになり、人体の構造から働きを理解する事を最終目標とする。組織学では全身の組織の構成要素を理解し、歯を含む人体の組織について、構造を学ぶ。	1前	30	2	○			○				○
9	○			生理学	生体をつくる60兆個の細胞のしくみからはじまり、生命維持に必要な植物機能、すなわち、血液、循環、呼吸、消化、排泄、体温、内分泌、生殖と、運動を可能とする動物機能、すなわち筋肉、神経、感覚の機能について、生体の機能すべてを学習する。	1前	15	1	○			○				○
10	○			栄養・生化学	生命を左右する重要な役割をしている栄養について、食物摂取後の体内に於ける消化・吸収・代謝をはじめ食事摂取基準等を理解し生体の生命現象を理解し、生体に吸収された物質がどのように代謝されて栄養となるか理解する。歯の構成を理解し、う蝕や歯周疾患の成り立ちを理解する。	1後	30	2	○			○				○
11	○			口腔解剖学	歯科医学の学問対象である口腔を理解するため、口腔付近の正常解剖を学ぶ。	1通	30	2	○			○				○
12	○			歯牙解剖学	歯科衛生士に必要な歯の形態に関する知識を習得し、理解することを目指す。	1後	30	2	○			○				○
13	○			歯型彫刻法	講義で学んだ歯の形態的特徴を、歯の計測・スケッチ・カービングという3種類の手技を通じて3次元的に理解する。	1後	15	1	○	○		○				○
14	○			口腔生理学	口腔の機能を学習する。「顎・口腔の機能」と「歯と歯周組織の機能」に大きく分け、前者では歯と口腔の感覚、味覚と嗅覚、咬合と咀嚼、嚥下と嘔吐、発声、唾液分泌、後者では、歯と歯周組織の機能について学習する。	1後	15	1	○			○				○
15	○			病理学・口腔病理学	病気の原因、病気発生のしくみ、症状などについて学ぶ。前半は病気発生機序の基本を学び、後半は口腔領域に発生する病気について学習する。	1後	30	2	○			○				○

16	○		微生物学・口腔微生物学	ヒトに感染する微生物の構造と感染様式を理解し、さらに、そのような病原微生物が侵入してきた時に生体はどのように認識し排除するかを理解し、また、滅菌・消毒を理解し、院内感染対策を立案できることを目的とする。	1 後	30	2	○		△	○				○	
17	○		薬理学・歯科薬理学	薬理学の総論と各薬物の作用、作用機序および使用上の注意点について学ぶ。また歯科治療において使用する薬剤について学習する。	1 後	30	2	○			○				○	
18	○		保健生態学	歯科疾患の予防を通して、心身の健康を増進するために必要な理論および知識を習得する。あわせて、国民の健康と福祉の向上に寄与する専門家としての幅広い視野と見識、問題解決に必要な能力を育てることを目標とする。	1 通	60	4	○			○				○	
19	○		衛生学・公衆衛生学	衛生学の基礎を理解し、生活環境と健康との関連や公衆衛生学の基礎と地域歯科保健について理解し、日常生活との関わりを知ることが目的とする。衛生学・公衆衛生学を身近なものと認識し、問題意識を持って取り組む姿勢を身につけることを目的とする。	1 後	30	2	○			○				○	
20	○		社会歯科	歯科衛生士の業務に関連する様々な法律と、その法律を実際に運用する行政の概要について学習する。	2 前	15	1	○			○				○	
21	○		衛生統計	歯科医療の技術を個人から集団の予防に活かすための方法として、歯科疾患の疫学、歯科衛生統計の基礎を学び、口腔の専門家として幅広い視野と見識で問題解決できる能力を養うことを目標とする。	2 前	15	1	○			○				○	
22	○		歯科衛生学総論Ⅰ	歯科衛生士業務は歯科衛生士法で規定され、歯科衛生士の三大業務として歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導があり、この科目では歯科衛生士業務の概要を学び、業務を円滑に行うためには十分な基礎知識と熟練した手技が必要であることを理解して、これから専門科目を学習するための基盤を築くことを目的とする。	1 通	30	1	○		△	○	○	○	○	○	
23	○		歯科衛生学総論Ⅱ	継続した口腔の健康管理とライフステージごとの予防管理を担うために、カリオロジーに基づく齲蝕予防とペリオドントロジーに基づく歯周病予防の考え方を学び、科学的根拠に裏付けられた業務を展開する方法として歯科衛生過程を学ぶ。	2 通	15	1	○			○				○	○
24	○		歯科衛生学総論Ⅲ	動機付け面接を応用した禁煙支援について演習を行うことで歯科衛生業務の実践に必要な基礎力を身に着ける。大規模災害における歯科衛生士の役割について学び、他職種との連携やチーム医療の意義を理解する。	3 通	15	1	○			○				○	
25	○		臨床歯科総論	歯科衛生士学生がこれから歯科医学や歯科臨床を学習するために必要な基礎知識について学ぶ。	1 前	15	1	○			○				○	
26	○		保存修復学	初めに歯科保存学（特に齲蝕学）の概要と口腔診査について学び、引き続き硬組織の保存修復について学ぶ。	2 前	30	1	○			○				○	
27	○		歯内療法学	齲蝕の重症化にともなって起こる歯髄および根尖部歯周組織の炎症は、日常臨床でよく見られる疾患であり、歯内療法は、その予防と治療を行うものである。各疾患の原因、臨床症状の理解とその治療法を関連づけて習得する。	2 前	30	1	○			○				○	
28	○		歯周治療学	歯周病の原因、臨床症状並びに治療法を学び、歯周治療における歯科衛生士の役割を理解する。	2 前	30	1	○			○				○	
29	○		歯科補綴学	歯科治療における歯科補綴学の役割および意義を十分理解し、知識の裏付けを持った上で診療（補助）行為に従事できるように知識を習得する。	2 前	30	1	○			○				○	
30	○		口腔外科学	拔牙を中心に手術学の基本を学び、創治療、消毒法・感染予防対策、手術器具・材料の管理・取扱いを学ぶ。また、口腔粘膜疾患、口腔外科的病変（口腔顎顔面領域の先天異常、顔面外傷、嚢胞、腫瘍など）について学び、術前、術後の患者に対する指導内容を理解する。	2 前	30	1	○			○				○	
31	○		歯科麻酔学	歯科治療で使用する局所麻酔に関して、準備や補助だけでなく危険性や緊急時対応などの危機管理が必要であり、これらの項目に関する知識の習得を目的とする。	2 前	15	1	○			○				○	
32	○		小児・障害者歯科学	小児の歯科診療における対処法、診療補助を学ぶ。小児の口腔疾患の特徴を良く理解し、歯科衛生士の業務である予防処置及び保健指導が小児期の臨床活動や公衆衛生活動等でどのように実践されているかを学び、小児期からの口腔管理の大切さを知る。障害者歯科に関する知識を習得し歯科衛生士の役割を理解できるようになる。	2 前	45	3	○			○				○	

33	○		歯科矯正学	矯正歯科治療の意義、背景、内容、矯正歯科治療における歯科衛生士の役割を理解する。一般歯科診療に従事する場合においても、不正咬合やその矯正歯科治療に関する質問に対して的確な返事が出来るように、必要な知識を習得する。	2 前	30	1	○			○			○	
34	○		高齢者歯科・ 摂食・嚥下機能学	将来、歯科衛生士になる学生が高齢者の歯科医療にかかわるために必要な基礎知識について学ぶ。また、摂食嚥下に関わる解剖学的知識を学び、高齢期における摂食嚥下障害と歯科衛生士の役割について理解することをねらいとする。	2 前	45	3	○			○			○	
35	○		口腔健康管理	放射線の発生原理、実際の歯科診療に使用される撮影法および補助の仕方、現像法を学びさらに放射線防護の考え方を学ぶ。また、有病者に対する医療連携体制を理解し、5疾病の病態と歯科治療、歯科衛生業務の果たす役割を学ぶ。	2 前	30	1	○			○			○	
36	○		歯科予防処置 Ⅰ	歯科の二大疾患である「齲蝕」と「歯周病」を予防し、健康な生活の基礎を築くことに歯科衛生士としてどのように関わっていくのかを、講義・実習を重ねながら理解し、「予防的歯石除去」について基本的手技を習得する。	1 通	90	3	△		○	○		○		
37	○		歯科予防処置 Ⅱ	予防的歯石除去法については、診査・探査・プロービング・スケーリング・ルートプレーニング・探査・歯面研磨までの一連の流れの中で、機械的操作に習熟し、口腔内での的確な操作を行う能力を養います。	2 通	90	3	△		○	○		○		○
38	○		歯科予防処置 Ⅲ	患者さんを対象とした、齲蝕や歯周疾患に対する予防処置や保健指導の継続的な指導管理の流れを理解し生涯を通じた予防管理の重要性を学習します。	3 通	30	1	○		△	○		○	○	○
39	○		齲蝕予防処置 Ⅰ	歯科衛生士がプロフェッショナルケアとして行う齲蝕予防処置法を理解し、知識と基本的手技を習得する。	1 通	30	1	○		△	○		○		
40	○		齲蝕予防処置 Ⅱ	齲蝕発生メカニズム、リスクに応じた齲蝕予防処置の実践を学ぶ。	3 後	15	1	○		△	○		○	○	
41	○		歯科保健指導 Ⅰ	疾患を抱えている人に対して病気が治癒するように、また健康な人に対しては、健康状態を保ち快適な生活を営むために必要な歯科保健指導および歯科衛生教育の基本的知識・技術を習得し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養う。	1 通	90	3	△		○	○		○	○	○
42	○		歯科保健指導 Ⅱ	歯科衛生士が行う歯科保健指導の方法、ライフステージ別患者への歯科衛生介入について学ぶ。	2 通	60	2	△		○	○		○		
43	○		歯科保健指導 Ⅲ	1・2年の授業・臨床実習で習得した知識や技術、患者対応について十分理解を深めるとともに、集団に対する指導の問題解決に必要な能力を養う。	3 通	60	2	△		○	○	○	○	○	
44	○		歯科診療補助 Ⅰ	歯科衛生士として診療を円滑に進行させるため、基本となる臨床科目の知識をしっかりと身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに即して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得することを目的とする。	1 通	90	3	△		○	○		○		
45	○		歯科診療補助 Ⅱ	各専門科目の学習が総合的に歯科診療のひとつの流れとして理解できるように、講義と実習を組み入れて行う。臨床実習において歯科診療のシステムを学び更には歯科衛生士として就業した際に、常に向上心を持てる医療人になってもらうための礎となる授業とする。	2 通	90	3	△		○	○		○	○	
46	○		歯科診療補助 Ⅲ	歯科衛生士として診療を円滑に進めるため、基本となる臨床科目の知識をしっかりと身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに即して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得することが目的です。	3 通	90	3	△		○	○		○	○	
47	○		看護概論	多くの疾患に罹患している患者の歯科診療の増加に伴い、歯科衛生士は患者の全身状態を把握する必要がある。看護の基礎を学ぶことで、健康回復のための対応を理解し、多職種協働における歯科衛生士の役割について理解を深める。	2 後	15	1	○		△	○			○	
48	○		臨床検査法 Ⅰ	臨床検査は疾患の診断、治療、疾患の早期発見や予防、病態の把握、あるいは予後を推測する上できわめて有用な役割を果たすことを学び、人体の生体現象を電気的・物理的にとらえ記録する生理機能検査について学ぶ。	1 後	15	1	○			○			○	
49	○		臨床検査法 Ⅱ	患者の継続的な口腔保健管理や歯科診療に必要な血液検査と口腔領域の臨床検査について学ぶ。	2 後	15	1	○		○	○		○	○	

50	○			看護・介護概論	高齢者・障害者への歯科診療を行うにあたり、歯科衛生士が理解しておかなければならない介護に関する知識を学び、障がい者を多職種で支援する視点を理解します。また看護の基礎を学ぶことで、健康回復のための対応を理解し、多職種協働における歯科衛生士の役割について理解を深めます。	1後	30	1	○		○	○			○		
51	○			臨床実習Ⅰ	臨床実習指導者の監督下、歯科衛生士の三大業務である『歯科予防処置』、『歯科診療補助』、『歯科保健指導』について、実際の臨床施設にて学ぶ。	2後	##	8			○		○	○		○	
52	○			臨床実習Ⅱ	2年次の臨床実習で得られた知識や経験をさらに確実なものにするためにステップアップした目標を設定し、一般歯科診療室（矯正、小児も含む）や病院歯科での実習を行います。また、全身的な疾患を伴う患者への歯科診療に付いて症例を実際に見学し理解を深めます。	3前	##	12			○		○	○		○	
53	○			実習指導Ⅰ	臨床実習Ⅰで学ぶ知識・技術・態度について、全体指導に加え自ら考えまとめる時間と担当教員からの指導を個別に受ける時間とする。	2後	15	1	○			○		○			
54	○			実習指導Ⅱ	臨床実習Ⅱで学ぶ知識・技術・態度について、全体指導に加え自ら考えまとめる時間と担当教員からの指導を個別に受ける時間とする。	3前	15	1	○			○		○			
55	○			課題研究	これまで学習した基礎知識を基に、各自の興味や将来の方向性に沿ってテーマを選定し、計画・立案に基づいて研究を展開し、その結果を論文、レポートにまとめる。	3通	60	2		○		○		○			
56	○			総合学習	医療職として必要な基本的マナーと所作を身につけ、医療人としての人格形成に必要なコミュニケーションを学ぶ。	1前	30	2	○	△		○		○	○		
57	○			歯科医学総論	3年間の歯科衛生士養成カリキュラムにおいて学習した分野のうち、歯科衛生士国家試験に関わる専門基礎分野、専門分野について総まとめの講義と国家試験対策を行う。	3通	60	2	○			○		○	○		
58	○			歯科医療接遇	歯科衛生士として求められる医療現場で必要となる患者様へのアプローチと医療面接の方法、他職種と連携するためのコミュニケーションスキルなど、医療倫理を基盤にした実践的な方法を身につける。	3通	30	1	○	△		○		○	○		
合計					58 科目	2820 単位時間											

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者に卒業証書を授与する。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。この履修の認定は、当該科目の授業時間時数の80%以上の出席をもってする。また、履修した科目の評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとする。		1 学期の授業期間	21 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。